



県章

山形県公報

平成29年1月31日(火)
第2816号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……73
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……74
- 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

企業局関係

告 示

- 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施……………75

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………76

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

告 示

山形県告示第69号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成29年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
南陽市
- 2 調査を行った期間
平成26年4月1日から平成28年11月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字宮内の一部
- 5 認証年月日
平成29年1月23日

山形県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月31日から同年2月14日まで縦覧に供する。

平成29年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 添津藤島停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市藤島字川向95番2から 同 上藤島字鎧田畑32番1まで	旧	7.3メートル } 7.2	メートル 226
同 上	新	13.2メートル } 12.5	同 上

山形県告示第71号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、同法第46条第2項、第49条及び第50条第1項の規定に違反した者に対して同法第65条第1項及び第2項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成29年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成29年2月9日（木）午後2時から
- 2 場 所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁 1601会議室

山形県告示第72号

次の開発行為は、完了した。

平成29年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年9月16日 指令置総建第40号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高島町大字福沢字福沢一434番2、434番9の一部、434番20、455番1の一部、1306番の一部、434番9地先水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
米沢市松が岬二丁目1番19号 株式会社ナウエル

山形県告示第73号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「及び寡婦福祉資金の償還金に」を「、寡婦福祉資金、山形県スポーツ及び芸術奨学金及び山形県高等学校奨学金の償還金に」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

企 業 局 関 係

告 示

山形県企業告示第1号

次の事業について環境影響評価準備書を作成したので縦覧に供するとともに、説明会を実施する。

平成29年1月31日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 山形県企業局
- (2) 代表者の氏名 山形県企業管理者 若松 正俊
- (3) 主たる事務所の所在地 山形市松波二丁目8番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 県営風力発電事業（仮称）
- (2) 種 類 風力発電所の設置
- (3) 規 模 出力 6,900キロワット（2,300キロワット×3基）

3 対象事業が実施されるべき区域

酒田市浜中字八間山地内

4 関係地域の範囲

酒田市の区域

5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場 所 県土整備部港湾事務所及び庄内総合支庁、山形県企業局酒田水道事務所並びに酒田市役所、酒田市環境衛生課、酒田市八幡総合支所、酒田市松山総合支所及び酒田市平田総合支所
- (2) 期 間 平成29年1月31日（火）から同年3月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出について

この環境影響評価準備書についての意見書（日本語によるものに限る。）の提出は、次に掲げる事項を記載した書面を、平成29年3月15日（水）までに、5の(1)の場所に備え付けた意見書箱へ投函し、又は8の(1)の問合せ先へ郵送し、又はファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する方法により提出すること。ただし、郵送の場合は平成29年3月15日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- (3) 意見及びその理由

7 説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年2月19日（日）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 酒田市飯森山三丁目5番地の1 酒田市公益ホール（東北公益文科大学キャンパス内）

8 その他

- (1) 詳細については、下記担当に問い合わせること。
山形県企業局電気事業課再生可能エネルギー活用推進室
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3289
ファクシミリ番号023(630)2741
電子メールアドレス 山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）に掲載
- (2) 環境影響評価準備書は、(1)の山形県のホームページからもダウンロードすることができる。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第 1 号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 1 月31日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「

乳房管理指導料	1 回につき	2,160円
---------	--------	--------

」を

「

乳房管理指導料	1 回につき	2,160円
産後 2 週間親子健診料	1 回につき	1,860円

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第 1 項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年 1 月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者	収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者		
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	1	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分の家賃に相当する額	
同 2号	同 3-2	同	58.0	2	同	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100		
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		单身可
同 小国アパート1号	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9	同	58.0	4	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800		单身可
同 2号	同 3-8	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		单身可
同	同	同	59.4	3	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 宝前町住宅	同 白鷹町大字十王5502-11	同	77.0	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		
同 あらとアパート1号	同 大字荒砥乙725-1	同	74.4	2	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100		
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893-3	同	59.4	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成29年2月6日から同月10日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年3月下旬